平成２２年（フ）第２６６５号
札幌市白石区栄通12丁目１番10号　百万川マンション202号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸３条14丁目４番21号　ハイツにしむら２号
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８８号
札幌市手稲区金山１条１丁目４番３号
債務者　桜田　賢一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７９号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番15号　シエルクレール202号
債務者　茶谷　英克
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１２９号
札幌市豊平区福住２条１丁目１番22―205号
債務者　篠尾佐代子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０３号
北海道恵庭市恵み野東５丁目12番14
債務者　只野　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０８号
札幌市東区北33条東３丁目２番５号
債務者　森　　啓子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３３号
北海道千歳市駒里2219番地の１
債務者　渡辺　寿子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３４号
北海道千歳市信濃２丁目12番４号
債務者　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３３９号
札幌市西区山の手３条６丁目３番３号　恵ビル302号
債務者　平塚カツ子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６４号
札幌市北区北31条西５丁目１番10―302号
債務者　野口真由美（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６８号
札幌市西区西町北16丁目２番24―403号
債務者　木下志央理（旧姓新藤）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７１号
札幌市西区発寒12条４丁目８番２―403号
債務者　伊藤　郁美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道室蘭市本町１丁目９番10号
債務者　白井　信彦
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
北海道室蘭市本輪西町３丁目27番６号
債務者　三塚　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
北海道伊達市南稀府町266番地３
債務者　中住　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目22番地の１　レオパレスハッピードエルＣ106、前住所北海道伊達市南稀府町266番地３
債務者　中住　秀一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
北海道小樽市高島５丁目11番119号　高島住宅、前住所北海道小樽市桂岡町29番13号
債務者　月舘　秀知
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６１９号
盛岡市永井24地割50番地58　ドミール多賀202号
債務者　湯朝　智之
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部